



ビューローベリタスジャパン(株)ホームページ <http://www.bvjc.com> 連載
「告示に係る審査」解説

免震建築物の審査

担当：名古屋事務所 林原

1 はじめに

1-1 法的な変遷

平成 12 年 10 月に、「免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術基準を定める等の件(平成 12 年 10 月 17 日建設省告示第 2009 号)」が公布・施行され、今まで大臣認定を取得しなければならなかった免震建築物が、一定条件を満足することにより、特定行政庁や民間確認検査機関により建築確認を受けることが可能となり、免震構造がより広く普及するに至りました。

また、平成 16 年 9 月に、一般基準としての免震建築物のクリアランス規定や、小規模戸建免震建築物の建設上の問題への対応等を主旨として、上記告示が改正されました。

改正項目の主な内容は以下のとおりです。

A. 特に戸建免震住宅に関する措置

- ① 小規模(四号建築物など)免震建築物の上部構造に関する構造計算免除規定の設置(告示第 6 第 3 項)
- ② 上部構造の最下層の床版の剛性・強度に関する規定の設置(告示第 6 第 3 項第四号)

B. 一般免震建築物に関する措置

- ③ 風用拘束装置の設置規定の追加(告示第 4 第一号ロ、第 4 第六号)
- ④ 上部構造と当該建築物の下部構造及び周辺建物とのクリアランス距離の合理化(告示第 4 第二号へ、第 6 号第 3 項第五号)
- ⑤ 免震建築物の周囲での安全性(落下、挟まれ防止)に対する空隙に関する規定の追加(告示第 4 第四号)
- ⑥ 免震建築物の構造計算規定に関する構成の明確化(告示第 6)
- ⑦ 暴風に対する免震層の安全性の確認に関する規定の明確化(告示第 6 第 2 項第六号)
- ⑧ 免震材料の許容応力度・材料強度の設定法の合理化(告示第 6 第 6 項、7 項)